申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 都市部建築指導課

番号104

		長期優良住宅建築等計画の認定申請に併せて、建築基準関係規定に 適合するかどうかの審査の申し出をする場合の認定
根拠法令及び条項		長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項、第2項、第3項
	関係条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項 建築基準法第6条第1項
審		長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号の規定については、個票番号103の別紙とし、他の規定については法令で規定されたとおりとする。
查	基準(未設定の場合は	
基	その理由)	
準		
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 6月 4日設定 (年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 70日(休日は含まない。)
間	設定等年月日	平成21年 6月 4日設定 (年 月 日最終変更)